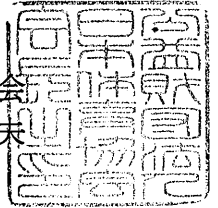




第 24 回体協総務発第 231 号  
平成 25 年 1 月 21 日

加盟（準加盟及び協力）団体代表者 殿

公益財団法人日本体育協会  
会 長 張 富士夫



### スポーツ指導者の指導対応について（通知）

平素より本会諸事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、昨年12月、大阪市立高校2年生男子生徒が所属するバスケットボール部顧問の男性教諭から体罰を受けた翌日に自殺したという報道がありました。

これら一連の報道により、青少年スポーツ指導の現場において、「体罰」という暴力行為が日常的に行われていた現状が明らかになってきました。

本会及びJOCにて公表した「スポーツ宣言日本」において、「スポーツに携わる者は、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬であるというスポーツの価値を自覚すること」と謳われており、文化としてのスポーツの重要性を提言しております。

また、本会では「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定し、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者の身体的・精神的暴力行為等を禁止するとともに、加盟団体に対し、本ガイドラインに基づき、倫理に関する規程の整備や倫理委員会の設置などの体制整備をお願いしているところであります。

今回、スポーツ指導の現場で行われた暴力行為は、スポーツ界として、スポーツの文化的意義と価値を損ねる重大な事態であることを認識し、今後、こういった行為を二度と生じさせないよう本会及び加盟団体が意思を明確に示し、暴力行為などの根絶に努めなければなりません。

つきましては、貴団体におかれましては、スポーツ指導者はもちろんのこと、役職員及び全ての関係者に対し、スポーツを指導する際に問題解決の手段として、暴力行為を禁ずるなど責任ある行動と自覚をもつよう指導・徹底方お願いするとともに、本ガイドラインの周知徹底及び整備を併せてお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 添付資料：

- ・「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」
- ・「公益財団法人日本体育協会役職員倫理規程」

#### 2. 問い合わせ先

公益財団法人日本体育協会 総務部総務課  
TEL：03-3481-2200 FAX：03-3481-2284  
E-mail：[soumu@japan-sports.or.jp](mailto:soumu@japan-sports.or.jp)

事 務 連 絡  
平成 25 年 1 月 21 日

加盟（準加盟）団体事務局長 殿

公益財団法人日本体育協会  
事務局長 川口三三夫

「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」  
に基づく整備状況の調査について（依頼）

第 24 回体協総務発第 231 号にて貴団体宛ご通知いたしました「スポーツ指導者の指導対応  
について（通知）」に基づき、貴団体における「倫理に関するガイドライン」の整備状況につ  
いて、別紙により来る 1 月 31 日（木）までに本会総務課宛ご回答いただきますようお願い申  
し上げます。

#### 記

#### 1. 添付資料：

- ・倫理に関するガイドラインに基づく整備状況調査用紙  
※調査用紙については、E-mail で様式をお送りいたしますので、お手数おかけいたし  
ますが必要な方は、下記アドレスまでご一報ください。  
※倫理に関する規程を整備している場合は、その規程も併せて送付ください。

#### 2. 問い合わせ先

公益財団法人日本体育協会 総務部総務課  
TEL : 03-3481-2200 FAX : 03-3481-2284  
E-mail : [soumu@japan-sports.or.jp](mailto:soumu@japan-sports.or.jp)

ご提出期日：平成 25 年 1 月 31 日（木）

提出先：公益財団法人日本体育協会 総務部総務課宛

(FAX : 03-3481-2284 E-mail : [soumu@japan-sports.or.jp](mailto:soumu@japan-sports.or.jp))

## 「倫理に関するガイドライン」に基づく整備状況調査用紙

貴団体における倫理に関するガイドラインに基づく整備状況について、以下の項目に沿ってご回答ください。該当するものに○を、記述欄については具体的に記載ください。

### (1) 倫理に関する規程の整備

- ( ) ①規程の作成や既存規程の改定を行い整備している。  
⇒※規程を併せてお送りください。
- ( ) ②規程の作成や既存規程の改定を現在行っている。
- ( ) ③規程の作成や既存規程の改定を今後行う予定・検討中である。
- ( ) ④規程の作成や既存規程の改定を行わない。

### (2) 倫理委員会の設置（同委員会規程の整備）

- ( ) ①倫理委員会や倫理に関する事項を取り扱う委員会を設置している。
- ( ) ②倫理に関する事項を取り扱う委員会の設置を現在行っている。
- ( ) ③倫理に関する事項を取り扱う委員会の設置を今後行う予定・検討中である。
- ( ) ④倫理に関する事項を取り扱う委員会は設置しない。

### (3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

貴団体において行っている予防のための意識啓発活動等について具体的にお書きください。  
(参考：別紙「ガイドラインに基づく基本的な整備事項等」)

--

### (4) 不祥事発生後の処理

貴団体において行っている不祥事発生後の対応について具体的にお書きください。

--

ご協力いただきありがとうございます。

団体名：	
記入者役職：	記入者氏名：